

## 標準旅行業約款の一部を改正する告示について

### 1. 背景

標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）別紙特別補償規程第1条第1項では、企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときに、旅行会社が通院見舞金等を支払うこととされている。

今般、医事法制上、解釈運用によって、機動的・柔軟に実施が図られてきた「オンライン診療」について、法制上の位置づけを明確化し、適切なオンライン診療を更に推進していくため、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が令和8年4月1日に施行される。

改正法により、医療法（昭和23年法律第205号）に「オンライン診療」が定義され、患者へオンライン診療を受ける場所を提供する施設として「オンライン診療受診施設」が規定される。これに伴い、通院見舞金の支払いの対象として、オンライン診療を含むことを明確化するため、所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

標準旅行業約款別紙特別補償規程第9条に規定する通院見舞金の支払いについて、「通院」の定義に、オンライン診療受診施設に通うことを追加するとともに、「オンライン診療」を含むことを追加する。

### 3. スケジュール

公布：令和8年3月9日（月）

施行：令和8年4月1日（水）（※改正法の施行の日）